

平成 28 年度第 2 回一宮市総合教育会議 会議録

1 日時

平成 28 年 11 月 22 日（火） 15 時 00 分～16 時 00 分

2 会場

一宮市役所 本庁舎 6 階 特別会議室

3 出席者

市長 中野 正康
教育長 中野 和雄
委員（教育長職務代理者） 森 幹昇
委員 小川 典子
委員 山田 豊子
委員 加藤 学

4 事務局（11名）

和家総務部長、吉田総務部次長、滝総務部次長、平松行政課長、堀川行政課専任課長、滝野行政課課長補佐
杉山教育文化部長、野田教育文化部次長、（以下、教育文化部）堀総務課長、高橋学校教育課長、森総務課専任課長

5 傍聴者

なし

6 議題

- (1) 教育大綱について
- (2) 一宮市いじめ防止基本方針について
- (3) 教育にかかる諸問題について
- (4) その他

7 資料

- (1) 次第
- (2) 一宮市教育大綱（案）
- (3) 一宮市いじめ防止基本方針（案）

※会議の内容は次項のとおりです。

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から一宮市総合教育会議を開催させていただきます。また、本日は、傍聴希望者はいらっしゃいませんでしたのでご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長からごあいさつを申し上げます。

市長

みなさん、こんにちは。教育大綱については、パブリックコメントで意見をいただき、良い形に仕上がりました。また、新しい教育委員会制度となりまして、変わっていく部分もありますが、何より子どもたちに喜んでもらえるように取り組んでいきたいと思えます。横浜市でいじめに関する事件が起きたり、市内では運転中の携帯電話の操作による交通死亡事故が発生したりするなどしています。いじめについては、完全になくするのは難しいのですが、できるだけ目を光らせて、重大事態になる前に対処していきたいと思えます。本日も、忌憚のない意見をお願いします。

事務局

それでは、総合教育会議の設置に関する要綱の規定により、ここからは市長が議長となります。よろしくお願い致します。

市長

それでは、議題の(1)、教育大綱についての説明をお願いします。

事務局

まず本日までの流れを、資料に基づきまして確認いたします。5月25日に平成28年度第1回総合教育会議が開催され、本日11月22日までの大きな流れといたしましては8月に市民意見提出制度によりましてパブリックコメントを実施しております。本日は、その結果を加味しまして、最終案をお示ししております。

順番に見ていきますと、まず5月25日の会議でいただきましたご意見を取りまとめ、事務局で修正案を作成いたしました。この案につきまして6月17日に市長とのすり合わせをし、教育委員の皆様方にご意見をいただくべく修正案を提示し、了承をいただきました。8月1日より31日までの一か月間、8月号広報などにより広く皆様方からのご意見を募集いたしました。結果につきましては、9件、7人の市民の方からご意見を頂戴しました。このうち6件、5人についてはメールを利用してのご意見でした。

いただきましたご意見は取りまとめて公表するため、市としての考え方と大綱の修正案を作成しました。パブコメ募集以前と同様、市長および教育委員の皆様方にご意見を頂戴し調整した上で、パブコメの取りまとめ結果を10月12日、Webサイトなどで公表いたしました。教育大綱案は、本日の資料として机の上に置いてございます。この案は、皆様方に最後にお示しさせていただきました大綱案と同様のものがございます。

次に一宮市教育大綱(案)と書かれた資料をご覧ください。この大綱案で前回の総合教育会議より修正がありましたのは、2か所でございます。

1か所目は、教育大綱案の前文2行目の中ほどにあります「この地に生きる誇りと

喜びを持ち」の部分でございます。以前は「この地に生まれ育ったことに誇りを持ち」と書かれておりましたが、「転入してきた市民に対しても配慮した言い回しにしてほしい」とのご意見をパブコメでいただきましたので、「この地に生きる誇りと喜びを持ち」に変更いたしました。

2か所目は、実施方針の5番目、一番下の方針について、全面的に修正いたしました。以前は、「幅広い体験を楽しみながら、生涯学ぶことができるソフトとハードを整えます」となっておりましたが、こちらもパブコメで「ソフトとハードが生涯学ぶことができる対象になっている」の表現に曖昧さがあるのご指摘をいただきましたので、方針の趣旨を正確に伝えるため、「楽しみながら幅広い体験ができ、生涯学べるように、ソフトとハードの両面を整えます」と変更いたしました。

本日、最終案を皆様方にご了承いただければ、スケジュールにございますとおり、年度内の公表に向けて、広報掲載や印刷物の作成などの準備を進めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員

非常に分かりやすくなりました。私が小さいころ学校の先生に「教育というのは、教えて育て、教わって育つ」と言われたことが頭に残っています。実施方針の1番にある「個に応じたきめ細やかな指導」の部分が教えて育てていく方で、5番が教わって育つ方と思いました。

市長

パブコメで寄せられた意見を柔軟に取り入れることができたのも良かったと思います。ご審議ありがとうございました。

続いて、議題の(2)、一宮市いじめ防止基本方針についての説明をお願いします。

事務局

基本方針を策定する背景、手順、概要から、ご説明いたします。平成23年の大津市のいじめによる自殺事件が大きな契機となりまして、国において、いじめ防止対策推進法が施行され、基本方針が策定されました。その後、愛知県においても、平成26年に基本方針が策定されました。法律上では策定を義務づけられておりませんが、昨今のいじめ事案の対応を考えますと、本市においても策定する方向で準備を進めてきました。

策定手順については、いじめ対策協議会で案をつくり協議をしてきました。その間、定例教育委員会においても説明をし、ご意見をいただきながら、修正をしてきております。総合教育会議でいただく意見を受けて、さらに修正をし、平成29年7月の策定に向けて、資料に示したスケジュールで進めてまいりたいと思います。平成29年1月から2月にパブコメを実施し、パブコメ結果を受けた修正案が総合教育会議でお認めいただければ、議会に諮りたいと考えております。

いじめ対策基本方針案の内容について、ご説明します。

「はじめに」の部分では、これまでの一宮市の取り組みをまとめた上で、法で定めるいじめの定義を示してあります。いじめに当たるか否かの判断は児童生徒の立場に立つて行うこと、いじめの認知・発見は組織的に行うこと、重大事態は警察に相談し

連携すること等が1ページから2ページに記されております。

2ページの「関係者の責務」では、関係者とは、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等とし、つまり、児童生徒と関わりがある全ての人となっております。3ページの「いじめの早期発見」については、心の教室相談員を全校に配置していること、学校生活調査を中学1年生において行っていること、いじめの把握のために一日観察日を全校で設けていることなど、一宮市独自の試みを盛り込んでおります。いじめに対する措置としましては、いじめを防止するために、それぞれの場面・立場に応じて役割を探していくことなどが定めてあります。

4ページの一宮市いじめ問題対策連絡協議会および一宮市いじめ問題対策調査委員会については、条例でも設置について定めます。対策調査委員会は教育委員会が行う調査機関となり、解決に難渋する事例や重大事態に調査・支援を行います。

5ページの「学校としての取組」では、全ての学校がいじめ防止基本方針を法律によって既に定めておりますので、方針に基づき対応することを示しております。「重大事態への対処」では、重大事態が起きた場合に、市長へ事態発生を報告すること、学校がいじめ対策委員会を中心に調査や対応を行うこと、教育委員会は一宮市いじめ問題対策調査委員会により調査を行うこと、必要な情報を提供すること、市長に調査結果を報告すること、などが示してあります。6ページでは、学校や教育委員会の調査に対し市長が再調査を行うことができると定めておりまして、専門的な知識および経験を有する第三者等による附属機関を設置できることになっております。行政が中心となって行うもので、条例によって定めます。7ページ以降については、参考資料として、いじめ防止対策推進法を掲載してあります。

続いて、「いじめ対策の推進」と題した資料は、現在と変更後の体制を表したもので、一宮市いじめ対策協議会が一宮市いじめ問題対策連絡協議会と名称を変えること、いじめが起きた場合に検討・指導しておりましたいじめ事例検討会が一宮市いじめ問題対策調査委員会となることを示しております。新たな制度として、重大事態が起きた場合に、調査が不十分あるいは調査が滞った場合に、市長が一宮市いじめ問題再調査委員会を開くこととなります。

資料の最後に示した横浜市の事例では、学校が重大事態と捉えておらず、学校と教育委員会だけで解決を図ろうとしたことが問題でした。このような問題が起きないように、各委員会を機能させていきたいと考えております。

市長

現行のいじめ事例検討会では学識経験者などが入っていますが、対策調査委員会となって弁護士が入るのは良いことでしょうか。警察が入っている青少年問題協議会とはどのような切り分けでしょうか。

委員

青少年問題協議会では警察が入って深夜徘徊や非行等を主に取り扱うので、それぞれの団体があまりテリトリーを広げすぎて活動が薄くなってしまってははいけません。また、情報の共有が大切かと思いますが、情報を受けた側の認識が違ってはならないので、認識の共有化を図っていただきたいと思います。いじめの定義というところ

ろでも、認識を共有しなければなりません。

市長

一宮市のいじめの現状はいかがでしょうか。

事務局

小中学校あわせて平成 25 年度 105 件、平成 26 年度 63 件、平成 27 年度 89 件、平成 28 年度 9 月末現在 52 件という報告を受けております。全国的な調査では学年でのバラつきは少ないのですが、一宮市では低学年の認知件数が全国調査と比較して少なく、認知できていないのではと思っています。例えば、謝ればそれで解決したものと済ませてしまっているのではないかと心配しています。いずれにしましても、インターネットや SNS でのトラブルが聞こえるようになってきましたが、把握しきれていないのではないかと懸念があって、学校に注意を呼びかけております。

平成 26 年の調査では、児童生徒 1,000 人あたりのいじめ件数は、全国平均では 13.7 件、一宮市では 2.6 件となっており、数値としては少ないため、件数に表れていないいじめがあるのではないかと心配です。

委員

いじめの認知は難しい問題です。恐喝・暴行や、成長過程によく見られるようなからかいも全ていじめとして扱うべきか、件数だけの問題ではありませんし、命に関わるようなものは見過ごしてはいけません。

市長

3 ページにある一日観察日とはどのような内容でしょうか。

事務局

一宮市独自の取組として、月に 1 回、全職員で子どもたちをしっかりと見る日を設定しています。職員室に掲示してある場合もありますが、子どもたちに周知を行っているわけではありません。

委員

スクールカウンセラーは毎日いるわけではないと思いますが、有効な取組でしょうか。

事務局

スクールカウンセラーは全中学校で常設、小学校は巡回する形で配置しています。子どもが授業を抜けて相談に行くのは難しいので、保護者や教員を中心に数多く相談に乗っていただいています。また、一宮市独自の取組として、心の教室相談員を配置して子どもたちに近い立場で相談を受けていただいています。

委員

娘が小学生の時に、登下校中が危険と聞いたことがあります。例えばじゃんけんでは負けた子がみんなのカバンを持つ遊びをしていて、同じ子がいつも持たされていたケースがあって、親も相手が近所すぎて言えなかったそうです。

委員

私は下校中のいじめを発見して、周りにいた子に事情を聞いて、泣いている子といじめている子に話をした経験があります。児童相談所に相談しても、後追いまでは

難しいらしいので、できるだけ連携していただきたいと思います。小学校高学年以上になると LINE で回すようになるなど見えづらくなるので、親が責任を持ってしっかり見るべきだと思いますし、家庭・地域・教育委員会が気軽に情報交換できるようにしていただきたいと思います。

委員

会社ではストレスチェックという制度があり、産業医の判断によりカウンセリングを受けるよう勧められます。カウンセリングを行う臨床心理士は、悩みの根っこを取り除くように取り組んでいます。いじめが深刻であるほど悪化を恐れるし、相談相手のスキルも必要ですし、相談を受けた場合の対応が大切です。

市長

相談員等によって、早いうちに芽を摘むことができるのが理想です。続きまして、教育に関してフリートークでご発言いただけたらと思います。

(道徳の教科化について、フリートークを行った。)

市長

他にご発言がなければ議題3を終了します。事務局から他に何かありますか。

事務局

今後の予定ですが、次回の総合教育会議では、一宮市いじめ防止基本方針に対してのパブリックコメントで寄せられた意見についてご報告させていただき、また、一宮市いじめ問題対策調査委員会および一宮市いじめ問題再調査委員会の定員等を条例で定めて、平成29年6月議会に提案する予定でありますので、条例案を委員の皆さんにお示ししたいと思います。年度内に開催を予定しておりますので、日程については、追ってご案内させていただきます。

市長

それでは、これで平成28年度第2回総合教育会議を終了します。ありがとうございました。